

## 佐久地域流域水循環協議会設置要綱

### (目的)

第1条 佐久地域周辺の住民生活に欠かすことのできない地域共有の貴重な財産である地下水等水資源を未来に確実に継承していくため、佐久地域流域水循環計画（仮称）を策定することを目的として、佐久地域流域水循環協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 佐久地域流域水循環計画（仮称）の策定に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
- 2 前項の役員は、構成員の互選により選出する。

### (役員の仕事)

第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が務める。
- 3 協議会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の所属する団体の所在地に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

(別表) (第3条関係)

所属	職
小諸市	小諸市長
佐久市	佐久市長
東御市	東御市長
小海町	小海町長
佐久穂町	佐久穂町長
川上村	川上村長
南牧村	南牧村長
南相木村	南相木村長
北相木村	北相木村長
軽井沢町	軽井沢町長
御代田町	御代田町長
立科町	立科町長